

第26回カヌー大会における改定箇所を赤字で示す。

土木系学生によるコンクリートカヌー大会（プレゼンテーション大会） 大会規程

大会運営規程（2021.8.31 改訂）

- (1) カヌーの製作は「コンクリートカヌー製作規程」、採点方法の詳細は「配点および表彰に関する規程について」に示すものとする。
- (2) 本大会は製作したコンクリートカヌーのプレゼンテーションを各チームで行うものとする。
- (3) 大会に参加できるチーム数は、1校あたり2チームまでとする。
- (4) 表彰は総合点の1位、2位、3位とプレゼンテーション賞とする。プレゼンテーション賞の選考対象から、総合点で表彰されたチームを除外する。詳細は「配点および表彰に関する規程について」を参考とする。
- (5) 総合点はプレゼンテーションによる得点と指定日までに提出された事前審査資料の評価点の合計で順位を決定する。事前審査資料の作成は、「審査資料作成要領」に従うものとする。
- (6) プレゼンテーションによる得点は以下の通りとする。
1位 50点、2位 45点、3位 40点、4位 35点、5位 30点、6位 25点、7位以降は一律 20点
採点方法については、各校同士での採点方式より順位を決める。また、採点した点数については、HPで公表する。
- (7) 事前審査資料の評価点は関東支部の幹事の中から複数人で採点する。採点は、事前審査資料の内容により最高50点とする。なお、評価項目は“構造上の工夫”、“使用材料の工夫”、“製作過程の工夫”、“艇の出来栄え”で、各項目5点満点とし、採点者全員の合計点により順位を決定する。
1位50点とし順位毎に3点の差をつけます(例えば、2位のチームは47点、4位のチームは41点とします)。
さらに、コンクリートとしてのカヌーに近づく「要件」を満たすカヌーについては、評価点付与後に所定の点数を追加に付与する。要件および点数の詳細は、末尾の「配点および表彰に関する規程について」を参考とする。
- (8) 期日までに事前審査資料が支部事務局に届かなかった場合は、事前審査資料の評価点は0点とし、上記の(6)の採点対象としない。また、所定のページ数をオーバーしたチームは5点を減点する。
- (9) プレゼンテーション賞は、当日のプレゼンテーションの得点より決定する。
- (10) プレゼンテーション作成時等でカヌーに乗船する際はライフジャケットの着用を義務付ける。また、水中に入る人についても必要に応じてライフジャケットを着用すること。なお、監督者が近くにいない時の乗船は禁止する。乗船に関しては各チームの責任のもと安全に留意すること。
- (11) 参加チームには土木学会関東支部より参加証明書を発行する。

第26回カヌー大会における改定箇所を赤字で示す.

◆配点および表彰に関する規程について(2021.8.31 一部改訂)

- ① 土木系学生によるものづくりの観点に立ちかえり、コンクリートとしてのカヌーに近づく「要件」を満たす場合には、50点満点の審査評価点付与後に所定の点数を追加に付与する。

【要件の項目および付与する点数の一覧】

- | | |
|------------------------------------|--------|
| ・粗骨材(*)を使用かつ細骨材率 s/a を50%以下とした場合 | 20点 追加 |
| ・ネット状の補強材(**)を用いない場合 | 5点 追加 |
| ・カヌー重量が100kg以上の場合 | 3点 追加 |
| ・カヌーの部材厚が全て3cm以上とした場合 | 2点 追加 |

※粗骨材とは5mm以上の骨材が重量で85%以上含まれる骨材とする。

※※ネット状の補強材とはいわゆるコンクリート補強製品としてのネットだけでなくネットの形状をしたものを補強材として用いた場合「ネット状の補強材」とみなすこととする。

- ② 多くのチームにもものづくりの楽しさを実感してもらおう観点から、プレゼンテーション賞の選考対象から、総合点で表彰されたチーム(1位、2位、3位)を除外する。

第26回カヌー大会における改定箇所を赤字で示す。

コンクリートカヌー製作規程 (2021.8.31 改訂)

- (1) 本大会の目的は、土木分野において最も一般的なコンクリート（ここでは、セメントコンクリートやセメントモルタル等のセメント系複合材料を指すものとする）を用いてカヌーを製作し、物づくりの楽しさを学生達に実感してもらうことにある。従って、カヌーの製作は以下に従うものとする。
 - ① 当該年度に製作された新造艇であること。
 - ② セメント系複合材料を主材料とし、各自で練り混ぜたものを使用すること。
 - ③ クルーの安全と開催地の環境を損なわないものとする。
- (2) 船の形式はカヌーとし、ボートでの出場は認めない。ちなみに、カヌーとはパドルと船が離れているものを言い、ボートとはオールの一部が船と固定されているものを言う。
- (3) 艇の長さは4.0メートル以下とする。
艇の幅は1.5メートル以下とする。（双胴艇やアウトリガーカヌーにおいても、レースに出場する状態での全幅が1.5メートル以下とする。）
艇の重さは、150kg程度以下とする。
- (4) クルーは2名とし、オープンデッキタイプ（乗船部分が大きく開いているタイプ）とすること。
- (5) カヌーの船体（ハル）は、以下に示す材料を用いて製作するものとする。船底にキールやフィン状の直進性を向上させる部材を設置することは可能であるが、使用材料は船体と同様とする。舵のように進行方向を制御する部材を取り付けてはならない。
 - ① 主材料
主材料はセメント系複合材料（セメントコンクリート、セメントモルタル等）とする。
各自で練り混ぜたものを使用すること。
スタイロフォームにモルタルを塗り付けただけのものなど、明らかに主材料がセメント系複合材料と認められないことが審査資料もしくは大会当日に判明した場合、出場は可能とするが表彰の対象から除外する。
 - ② 補強材
補強材は、主材料の補強として機能するものであって、それが主構造となってはならない。
 - ・ 棒状（短繊維を含む）、またはネット状のものに限り使用可能とする（ネット状の補強材を使用しなかった場合、大会運営規程に基づき加点対象とする）。開口部を有さないシート状のものは使用不可とする。寒冷紗は使用不可とする。（寒冷紗については過年度大会において規程違反として減点した経緯あり）
 - ・ ネット状のものは、主材料が瞬時に通過できるような十分な開口を有することとし、事前審査資料に作成方法や状況写真を添付すること
 - ・ 補強材は、主材料で完全に覆われている必要がある。樹脂等で表面に接着するものは不可とする。
 - ・ 補強材の材質は、特に規程を設けない。
 - ③ 防水材
船体の外面に塗布系の防水材を使用することは可能とする。ただし、主材料の補強材となってはならない。シート系の防水材の使用は不可とする。
 - ④ 双胴艇やアウトリガーカヌーについて

第26回カヌー大会における改定箇所を赤字で示す。

双胴艇やアウトリガーカヌーは、水に接する部分は上述した主材料であること。アウトリガーなどを結合する部材は、特に規程を設けない。

(6) カヌーの船体（ハル）を補剛させる部材（リブ、隔壁、スウォート等）の設置は可能である。補剛部材の材質については特に規程を設けない。

(7) カヌーは、クルーが乗船した状態でも転覆せず（資料「カヌーの浮遊時の安定について」を参照）、クルーが乗船しない状態で内部を水で満たした場合でも沈まないように、カヌーの内部あるいはデッキには十分な体積の浮力体（発泡スチロール、エアバッグ等）を設置すること。浮力体は走行時や沈んだ時にははずれないように、艇にしっかりと固定（資料「引上げ用金具などの取付方法について」を参照）するとともに、内部を水で満たしてもはずれないことを確認すること。

双胴艇の場合は、艇が水没しても十分に浮く量の浮力体を、両方の艇に取り付けなければならない。アウトリガーカヌーの場合は、アウトリガーをカヌー本体に強固に固定することが望ましい。アウトリガーが取外せる構造の場合は、取外せる部品のそれぞれが水に浮かなければならない。

この規程を満たしていないと判断される場合は、艇の進水を禁止し、レースへの出場を停止する。

~~(8) 万が一沈んだ場合に備え、船首及び船尾に引き上げ用ロープを固定できる金具を取付けること。金具は沈んだカヌーを引き上げるのに耐えうるものとする。双胴艇の場合は、両方の艇に引き上げ用ロープを固定できる金具を取付けること。~~

~~——引き上げ用ロープは十分に強度のあるロープを使用することとし、ビニール紐の類は認められない。~~

~~——この規程を満たしていないと判断される場合は、艇の進水を禁止し、レースへの出場を停止する。~~

~~——なお、万が一沈没し、回収に費用がかかった場合は、実費精算とする。~~

~~(9) 沈没した位置が把握できるように、ブイ（ウキ）を船首と船尾の2箇所に設置すること。このブイは、容積2リットル以上の空のペットボトルを使用し、長さ6メートル以上のロープあるいは紐などで艇としっかりと固定すること。また、走行時に水面に落ちず、沈んだ時にロープがからまないような工夫をすること。（資料「引上げ用金具などの取付方法について」を参照）~~

~~双胴艇の場合は、両方の艇それぞれの船首と船尾に2箇所ずつ、ブイを取付けること。~~

~~アウトリガーカヌーの場合は、全てのアウトリガーにブイを取り付けること。ただし、アウトリガーが艇本体に強固に取り付けられている場合は、アウトリガーにブイを取り付けなくてもよい。~~

~~この規程を満たしていないと判断される場合は、艇の進水を禁止し、レースへの出場を停止する。~~

(10) クルーをシートベルト等でカヌーに固定することは禁止する。クルーは沈船時には、自由にカヌーから離れられなくてはならない。

(11) 艇に取り付けられた全ての部材は、走行時または沈船時に艇からはずれないように、艇に固定されていなければならない。

(12) 艇の外面には艇の愛称と学校名を表示すること。また、外面にカラーリングしても良い。なお、艇の内面は主材質が分かるように配慮すること。

~~(13) パドルは手作りとし、長期に使用しても沈まないこと。シングルブレード、ダブルブレードの両者とも可とする。パドルは紛失・破損しても他のチームから借り受けることは出来ない。~~

※製作規程に関する不明な点は、**指定日**までに事務局へ問い合わせして下さい。それ以降の問い合わせについては、大会終了後に回答する。

※本規定は、**プレゼンテーション大会のためのもの**であり、彩湖におけるレースに関する内容は見え消

第26回カヌー大会における改定箇所を赤字で示す.

しとしている。そのため、今回のプレゼンテーション大会では、見え消し部の規定については失格や減点の対象としない。

第26回カヌー大会における改定箇所を赤字で示す。

審査資料作成要領 (2021.8.31 改訂)

(1) 事前審査資料

指定日までに、艇の製作に関する技術資料を最新版の事前審査資料様式-1～8に従い、8枚⇒各様式1ページにまとめ、PDFのファイル形式で支部事務局までメールで提出すること。その際、ファイル名は「●●● △△△.pdf」(●●●：学校名、△△△：カヌー名)の形式として下さい。事務局が受け取れないおそれがあるため、ファイルのサイズは「10MB以下」を厳守するとともに、写真などが容易に識別できるよう注意すること。

なお、上記項目に違反したチームは一項目ごとに5点の減点を行う。

※ カヌー作成チームを紹介するための資料は、大会当日のチーム紹介として使用し、審査とは無関係である。内容は、A4に1枚の範囲内で進水テストの状況やメンバーの集合写真などを自由に記載してよいが、チームの特徴などを紹介する180～250字の文章を入れること。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションはオンラインツール (zoom) を用いて行う。詳しくは別資料の開催方法を確認すること。プレゼンテーションの形式は自由とし、大会当日に艇作成に関する技術的概要をPPTや映像などを用いて発表を行うこと。発表する際は、プレゼンテーション資料の画面共有すること。内容については、各校に与えられた発表時間10分以内を使い、各チームで作成したカヌーのアピールポイントなどを発表すること。

※審査資料作成に関する不明な点は、指定日までに事務局へ問い合わせして下さい。それ以降の問い合わせについては、大会終了後に回答します。

第26回カヌー大会における改定箇所を赤字で示す.

土木系学生によるコンクリートカヌー大会注意事項 (2021.8.31 改訂)

1. 大会までの練習時の安全確保の徹底

- 大会までの練習時において、ライフジャケットを必須にする等の安全確保を十分に施した上で練習して下さい。

2. 賞品について

- 賞品は総合点の1、2、3位、プレゼンテーション賞を用意する予定です。

3. 問い合わせ

- 不明な点がある場合は下記に問い合わせして下さい。
- ただし、製作規程および審査資料作成に関する不明な点は、**指定日**までに問い合わせして下さい。それ以降の問い合わせについては、大会終了後に回答します。

4. 第26回カヌー大会開催日および締切日

- プレゼンテーション大会開催日：2021年11月13日(土) 13:00～
- 事前審査資料提出締切日：2021年10月29日(金) 17:00まで
- 審査資料作成の質問締切日：2021年10月15日(金) 17:00まで

(公社) 土木学会関東支部 事務局 高野 (タカノ)

E-mail : kanto@jsce.or.jp

TEL 03-3358-6620、FAX 03-3358-6623